



JSG ニュースレター

台湾財政部が「会社又はリミテッド・パートナーシップによる実質的な投資が適用を受ける未処分利益からの減額及び税金還付の申請に係る弁法」草案を公布

クライアント各位

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

台湾国内の投資の原動力を向上させ、営利事業が獲得した利益を実質的な投資に回すことを促進させるため、台湾総統は 7 月 24 日付で「産業創新条例」第 23 の 3 条を新たに公布しています。これにより、民国 107 (2018) 年度の未処分利益に対する営利事業所得税の追加納税の申告から、会社又はリミテッド・

パートナーシップが業務上の必要により、当年度の利益が発生した翌年度から起算して 3 年の間に、自らの生産又は営業に供するための建築物、ソフト・ハードウェア又は技術を建設又は購入し、その金額が一定の基準に達した場合、当該金額を台湾所得税法第 66 の 9 条に定める未処分利益の減算項目として計上することができることが明記されました。これに関連して、台湾財政部は、10月2日付で「**会社又はリミテッド・パートナーシップによる実質的な投資が適用を受ける未処分利益からの減額及び税金還付の申請に係る弁法**」（以下「**本弁法**」）の草案を公表しています。当該草案に係る主な内容については、下表の通りです。

項目	本弁法の内容
「 実質的な投資 」の範囲	<ul style="list-style-type: none"> ● 建築物 運営オフィス、管理所、支店、事務所、工場、工事場所、貯蔵室、倉庫、建築工事場所とその付属建物、また、当該建築物の価値と効率を向上させるための資本的支出を含む ● ソフト・ハードウェア 機械、設備、道具、装置、車両、船舶、飛行機、車両運搬具、情報通信のソフト・ハードウェア及びその他運営に供する有形資産、並びに増設やメンテナンス等で当該設備の価値及び性能を向上させるための資本的支出を含む ● 技術 営業権、著作権、ロイヤリティ、商標権、デザイン、模型、機密性を有する方法、営業秘密、専用技術、各種特許権への資本的支出を含む ● 土地及び資本的支出に属さない器具又は設備の購入は含まない
投資金額等の条件	<ul style="list-style-type: none"> ● 出資の目的が「実質的な投資」範囲に合致しており、且つ金額が NTD100 万元以上

<p>実際の支出額の認定</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 建築物 <ol style="list-style-type: none"> 1. 建築原価、これには設計、建設から営業の用途に供するまでに発生した必要とされる工事材料及び費用すべてを含む 2. 購入原価、これには取得価額及び取得により営業の使用のために発生した必要とされる費用すべてを含む ● ソフト・ハードウェア <ol style="list-style-type: none"> 1. 取得原価 取得原価とは、取得した当該機械、設備、技術の価格、及びそれらの取得により、営業への適用のため発生した費用（例えば、保険料、輸入租税公課、商港建設費、運賃、据付費）を指す 2. 自製原価、自製の機械、設備で自社用に供する場合、当該機械設備の生産のため発生した原価で認定する ● 政府補助金については、差し引かなければならない
<p>投資日の認定</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 建築物 <ol style="list-style-type: none"> 1. 第三者から購入した場合、所有権の登録完了日を基準とする。所有権の登録がない場合、受領日を基準とする 2. 自社又は業者に委託して建造する場合、建設の主管機関の使用ライセンスの発行日を基準とする。使用ライセンスの必要がない場合、建築の関連証明書類に明記されている工事完了日を基準とする。数回に分けて建造する場合、各回の工事完了後の検収完了日を基準とする ● ソフト・ハードウェア 納品日を基準とする。数回に分けて建設する場合、各回の完成後の検収完了日を基準とする。数回で納品する場合、各回の設備の納品日を基準とする

	<ul style="list-style-type: none"> ● 技術 取得日を基準とする。購入された技術が、システム全体と一体不可分である場合、上述の規定により認定する
<p>投資に係る 証明文書</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 取締役会或いは株主総会が当年度の未処分利益で実質的な投資への出資を決議した場合、関連証明書類が必要 ● 建設又は購入の契約書のコピー、財産目録、統一発票、輸入通関申告書類又は原始証憑のコピー、納品検収検査完了の関連証明書類、納付書類。建物を建設した場合、工事原価明細表、使用ライセンス又は検収の関連証明書類 ● その他関連証明書類
<p>申請の流れ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 実質的な投資が未処分利益の申告前に完成した場合 所定の様式で申告する。当年度の未処分利益の減算項目として計上、関連投資書類を添付し、税務当局に提出する。税務当局は投資の出資額を査定する ● 実質的な投資が未処分利益の申告後に完成する場合 投資完了日から一年以内に、当年度の未処分利益の修正申告書を提出する。当該投資の出資額を当年度の減算項目として計上し、所定の様式で申告する。関連証明書類を提示し、税務当局に当年度未処分利益の修正計算を提出し、税金の過納額を還付する
<p>関連制限</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 未処分利益の申告期間の期間満了の翌日、又は、未処分利益の再計算の修正申告の日から三年の間に、当年度の未処分利益で建設又は購入した建物、ソフト・ハードウェア、或いは技術を転貸、リース、転売、返品又は元の使用目的を変更し、自社生産用に供

さない部分に対し、税務当局に減算した税金を追加納付し、利息も加算しなければならない

- 但し、「企業 M&A 法」の規定により、合併後の存続会社又は新設会社、分割後の既存会社或いは新設会社に移転し、且つ自社生産用に供する場合、この限りではない



Get in touch

JSG ホームページ

<http://www.deloitte.com.tw/jsg/>



Deloitte とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド (“DTTL”) ならびにそのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人のひとつまたは複数を指します。各メンバーファームおよびそれらの関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。Deloitte (“DTTL”) はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッド (Deloitte AP) は保証有限責任会社であり、DTTL のメンバーファームです。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、上海、シンガポール、シドニー、台北および東京を含む 100 を超える都市でサービスを提供しております。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。Deloitte ならびに各メンバーファームおよびそのネットワーク組織 (“Deloitte ネットワーク”) は、本資料により特定の第三者に専門的意見やサービスを提供しているとみなすことはできません。本資料に依拠することにより利用者が被った損失について、Deloitte ネットワークおよび如何なる組織体も一切責任を負わないものとします。

© 2019. 勤業眾信版權所有 保留一切權利



日商組新聞稿

財政部公布「公司或有限合夥事業實質投資適用未分配盈餘減除及申請退稅辦法」草案

為提升國內投資動能，促進營利事業以盈餘進行實質投資，總統於 7 月 24 日公布產業創新條例第二十三條之三增訂條文，明定自辦理 107 年度未分配盈餘加徵營所稅申報起，公司或有限合夥因經營業務所需，於當年度盈餘發生年度之次年起三年內以該盈餘興建或購置供自行生產或營業用之建築物、軟硬體設備或技術達一定金額，該投資金額於依所得稅法第六十六條之九規定計算當年度未分配盈餘時，得列為減除項目。財政部於 10 月 2 日公布 [「公司或有限合夥事業實質投資適用未分配盈餘減除及申請退稅辦法」草案](#)，謹臚列重點如下，若有疑問或相關意見，歡迎您與我們聯繫。

項目	公司或有限合夥事業實質投資適用 未分配盈餘減除及申請退稅辦法草案內容
實質投資之範圍	<p>·建築物：</p> <p>包含營運辦公處所、管理處、分支機構、事務所、工廠、工作場、棧房、倉庫、建築工程場所及其附屬建築物，以及擴建該等建築物增加其原有資產價值或效能之資本支出。</p> <p>·軟硬體設備：</p> <p>包含機械、設備、工具、儀器、車輛、船舶、飛機、運輸工具、資通訊軟硬體設備及其他供營運用有形資產，以及增添、檢修該等設備增加其價值或效能之資本支出。</p> <p>·技術：</p> <p>包含營業權、著作權、專利權、商標權、設計或模型、秘密方法、營業秘密、專用技術、各種特許權利之資本支出。</p> <p>·不包含購買土地及非屬資本支出之器具或設備。</p>
投資金額門檻	·符合實質投資範圍且金額達新台幣 100 萬元。
實際支出金額認定	<p>·建築物：</p> <p>1.興建成本，包括自設計、建築至適於營業上使用而支付之一切必要工料及費用。</p> <p>2.購置成本，包括取得之價款，及因取得並為適於營業上使用而支付之一切必需費用。</p> <p>·軟硬體設備或技術：</p> <p>1.購置成本，指取得該機器、設備或技術之價款及因取得並為適於營業上使用而支付之一切必需費用(如保險費、進口稅捐、商港建設費、運費、安裝費)。</p> <p>2.自製成本，以自製之機器、設備提供自用，按生產該機器、設備所發生之成本認定之。</p> <p>·須減除政府補助款。</p>
投資日之認定	<p>·建築物：</p> <p>1.向他人購買者，以完成所有權登記日期為準；其無須辦理所有權登記者，以受領日期為準</p> <p>2.自行或委由他人興建者，以建設主管機關核發使用執照日期為準；無須核發使用執照者，以建</p>

	<p>築相關證明文件載明之完工日期為準。其屬分期興建者，以各分期興建完竣驗收日期為準。</p> <p>·軟體設備：</p> <p>以交貨日為準；分期興建或分批交貨者，以各分期興建完成驗收日期或各批設備交貨日期為準。</p> <p>·技術：</p> <p>以取得日期為準。其所購置技術屬系統整體設備不可分之一部分者，得依上述規定認定之。</p>
投資證明文件	<p>·董事會或股東會決議以當年度未分配盈餘進行實質投資相關證明文件。</p> <p>·興建或購置之契約書影本、財產目錄、統一發票、進口報單或收據等原始憑證影本、交貨驗收完成相關證明、付款證明。其為興建建築物者，應另檢附工程成本明細表、使用執照或驗收相關證明。</p> <p>·其他有關證明文件。</p>
申請程序	<p>·於未分配盈餘稅申報前完成實質投資：</p> <p>依規定格式填報，列為計算當年度未分配盈餘減除項目，並檢附投資證明文件，送稅捐稽徵機關核定其投資金額。</p> <p>·於未分配盈餘稅申報後完成實質投資：</p> <p>於完成投資之日起一年內，填具更正後當年度未分配盈餘申報書，將該投資金額列為計算當年度未分配盈餘減除項目，並依規定格式申報及提示相關證明文件，向稅捐稽徵機關申請重行計算該年度未分配盈餘，退還溢繳稅款。</p>
相關限制	<p>·於辦理未分配盈餘申報期間屆滿之次日起或申請更正重行計算該年度未分配盈餘之次日起三年內，將其以當年度盈餘興建或購置之建築物、軟體設備或技術轉借、出租、轉售、退貨或變更原使用目的非供自行生產或營業用部分，應向稅捐稽徵機關補繳已減除或退還之稅款並加計利息。</p> <p>·惟符合企併法規定，而移轉予合併後存續或新設公司、分割後既存或新設公司、收購公司，且繼續供自行生產或營業用者，不在此限。</p>



Get in touch



Deloitte 泛指 Deloitte Touche Tohmatsu Limited (簡稱"DTTL")，以及其一家或多家會員所。每一個會員所均為具有獨立法律地位之法律實體。Deloitte("DTTL")並不向客戶提供服務。請參閱 www.deloitte.com/about 了解更多。

Deloitte 亞太(Deloitte AP)是一家私人擔保有限公司，也是 DTTL 的會員所。Deloitte 亞太及其相關實體的成員，皆為具有獨立法律地位之法律實體，提供來自 100 多個城市的服務，包括：奧克蘭、曼谷、北京、河內、香港、雅加達、吉隆坡、馬尼拉、墨爾本、大阪、上海、新加坡、雪梨、台北和東京。

本出版物係依一般性資訊編寫而成，僅供讀者參考之用。Deloitte 及其會員所與關聯機構(統稱“Deloitte 聯盟”)不因本出版物而被視為對任何人提供專業意見或服務。在做成任何決定或採取任何有可能影響企業財務或企業本身的行動前，請先諮詢專業顧問。對信賴本出版物而導致損失之任何人，Deloitte 聯盟之任一個體均不對其損失負任何責任。